

健康保険証廃止後の医療機関の受診について

- 当健保の健康保険証を保有している方（令和 6 年 12 月 1 日までに健康保険証の交付を受けた方）

マイナ保険証、若しくは 発行済みの健康保険証 を使用して保険診療を受けることができます。

（ただし健康保険証の使用は令和 7 年 12 月 1 日までとなります。健康保険証の詳細は Q 1～Q 6 を、**マイナ保険証の詳細は Q 8～Q 10** をご確認ください。）

- 当健保の健康保険証を保有していない方（令和 6 年 12 月 1 日までに健康保険証の交付を受けていない方）

マイナ保険証、若しくは 資格確認書 を使用して保険診療を受けることができます。

（詳細は Q 7～Q 10 をご確認ください。）

■【参考】健康保険証廃止後の医療機関等の受診方法

受診方法	取得方法	使用可能機関・使用方法	留意点
発行済みの健康保険証	新規発行なし	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての医療機関等で使用可能 ● 医療機関等の窓口にて提示 	令和 7 年 12 月 2 日以降使用不可
マイナ保険証	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナ保険証とは健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのこと ● マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行うことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン資格確認が可能な医療機関等（カードリーダーが設置されている医療機関等）で原則、使用が可能 ● 設置されているカードリーダーで読み取り ● 機器の不具合等何らかの理由で、マイナ保険証の使用ができない場合、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」等を医療機関等の窓口にて提示することで保険診療を受けることができる (詳細は Q 8 をご確認ください) 	下記証については、マイナ保険証に統合されるため、 医療機関への提示は不要 <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢受給者証 ● 限度額適用認定証 ● 限度額適用・標準負担額減額認定証 ● 特定疾病療養受療証 (詳細は Q 9、Q 10 をご確認ください)
資格確認書	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格取得時等に当健保に申請 ● マイナ保険証をお持ちでない方に職権で発行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての医療機関等で使用可能 ● 医療機関等の窓口にて提示 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効期限は最長で 5 年 ● 交付対象となるのは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方のみ

※資格確認書の詳細を《別紙 1：「資格確認書」について》に示しておりますので併せてご確認ください。

FAQ

Q 1 現行の健康保険証はいつまで使用できますか？

A 1 経過措置として**令和 7 年 12 月 1 日まで**使用することができます。

Q 2 令和 7 年 12 月 2 日以降は、どのようにして保険診療を受けるのですか？

A 2 令和 7 年 12 月 2 日以降は健康保険証を使用して保険診療を受けることはできませんので、マイナ保険証、若しくは「資格確認書」を使用して保険診療を受けてください。

現行の健康保険証の経過措置が終了する令和 7 年 12 月 1 日までに、**マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方**（マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等）には、申請いただくことなく「資格確認書」を当健保にて交付することを予定しております。詳細は改めてご案内いたします。

Q 3 健康保険証の返納は必要ですか？

A 3 令和 7 年 12 月 1 日までに退職等で当健保の資格を喪失する場合は、**健康保険証を事業主経由^{※1}で当健保に返納してください**。紛失等により返納できない場合は「被保険者証 資格確認書 高齢受給者証 返納・回収不能届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

令和 7 年 12 月 2 日以降は資格の有無にかかわらず、当健保への健康保険証の返納は不要です。**健康保険証には個人情報に記載されていますので、細かく切断する等し、ご自身で適切に破棄してください**。

Q 4 健康保険証を紛失した場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 4 令和 6 年 12 月 2 日以降、**健康保険証の再交付はいたしません**ので、マイナ保険証をご使用ください。ただし、**令和 7 年 12 月 1 日までは当健保への届出が必要です**。「被保険者証 資格確認書 高齢受給者証 返納・回収不能届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には「資格確認書」を交付いたします。「資格確認書（再）交付申請書」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 5 健康保険証の氏名、生年月日を変更（訂正）したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 5 令和 6 年 12 月 2 日以降、**健康保険証の再交付はいたしません**ので、マイナ保険証をご使用ください。ただし、**令和 6 年 12 月 2 日以降も当健保への届出が必要です**。「届出事項変更（訂正）届」を、事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。（令和 7 年 12 月 1 日までは届に健康保険証を添付してください。当健保で回収いたします。令和 7 年 12 月 2 日以降は健康保険証の添付は不要です。）

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方には「資格確認書」を交付いたします。「資格確認書（再）交付申請書」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q 6 健康保険証に記載した住所を変更したい場合は、どのような取り扱いになりますか？

A 6 健康保険証の住所記入欄は、旧住所を 2 本線で消し、ご自分で新しい住所を記入してご使用ください。ただし、住民票上の住所が変更になった場合は**当健保への届出が必要です**。「届出事項変更（訂正）届」を事業主経由^{※1}で当健保に提出してください。

Q7 令和 6 年 12 月 2 日以降、新規に当健保に加入する方、異動等で記号・番号が変更になる方については、どのような取り扱いになりますか？

A7 令和 6 年 12 月 2 日以降、新規に当健保に加入する方（12 月 1 日までに入社等で当健保の加入者資格があり 12 月 2 日以降に加入手続きをする方も含む）、異動等で記号・番号が変更になる方については、**健康保険証の交付はいたしません**。マイナ保険証、若しくは「資格確認書」を使用して保険診療を受けてください。

事業主から提出される「被保険者資格取得届」若しくは事業主を通じて提出される「被扶養者（異動）届」により、「資格確認書」の要否を確認し、希望者には「資格確認書」を交付いたします。

ただし、交付対象となるのは、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方のみとなり、交付理由を確認するため「資格確認書（再）交付申請書」も併せて提出が必要となります。

事業所担当者は、入社等（異動等で記号・番号が変更になる場合も含む）の手続きの際に「資格確認書」の要否を、該当者にご確認ください。

Q8 マイナ保険証はどのように使用するのですか？

A8 医療機関等に設置されている顔認証付きカードリーダーでマイナンバーカードを読み取り、顔認証若しくは暗証番号のどちらかで本人確認を行います。画面の案内に沿って操作してください。

原則、マイナ保険証にて保険診療を受けることができますが、機器の不具合や通信環境の不具合等何らかの理由でマイナ保険証の使用ができない場合、マイナ保険証とともに「資格情報のお知らせ」（スマートフォン等でマイナポータルにログインした場合に表示される資格情報の画面若しくは、あらかじめダウンロードしたマイナポータルの PDF ファイルの画面でも可）を医療機関等の窓口へ提示することで保険診療を受けることができます。

Q9 医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額を超えそうです。マイナ保険証を使用する場合は、どのような取り扱いになりますか？

A9 マイナ保険証を使用する場合、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の**医療機関等への提示は不要です**。

そのため、各証は交付いたしません。が、限度額適用・標準負担額減額認定及び特定疾病認定の事前申請は必要です。

健康保険証若しくは「資格確認書」を使用する方は、引き続き各証を事前申請してください。当健保から各証を交付いたしますので、医療機関等へ提示してください。

Q10 70 歳から 74 歳までの方が使用する「高齢受給者証」について、マイナ保険証を使用する場合は、どのような取り扱いになりますか？

A10 マイナ保険証を使用する場合、「高齢受給者証」の**医療機関等への提示は不要です**。

健康保険証廃止後の「高齢受給者証」の交付については、下記のとおりとなります。

- 令和 7 年 11 月までは、従来どおり 70 歳到達時に該当者全員に交付し、事業主経由^{※1}で送付いたします。
- 令和 7 年 12 月以降は、「資格確認書」を発行している方に限り交付いたします。

「資格確認書」を発行していない方には 70 歳到達時に負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」を交付し、事業主経由^{※1}で送付いたします。

※1) 任意継続被保険者は、当健保と直接の手続き（提出・返納・送付）となります。